

☆*****☆

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB基金（ ） DB規約（ ） DC (○)
厚年基金（ ） 会計基準（ ） その他 ()

【タイトル】 マッチング拠出における、加入者掛金の変更回数制限規定の一部改正について（DC 法施行令改正）（パブリックコメント）

☆*****☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省は2025年10月31日に、確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令案についてのパブリックコメント（意見募集）手続きを開始しました（11月29日まで意見募集）。これは、「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」（令和7年改正法）において、マッチング拠出における加入者掛金額制限が廃止されることを踏まえたものです。

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495250261&Mode=0>

【改正案の概要】 パブリックコメント HP「概要」を基に以下記載

- ・企業型 DC は、企業年金であるため事業主による掛金の拠出が前提となるが、事業主が作成する企業型 DC に係る規約において企業型 DC 加入者が掛金を拠出することができる旨を定めることができることとされている（マッチング拠出）。その場合には当該加入者の掛金（以下「企業型 DC 加入者掛金」という。）の額が事業主掛金の額を超えないように企業型 DC 加入者掛金の額の決定又は変更の方法が定められていなければならないとされている。
- ・確定拠出年金法施行令（以下「DC 令」という。）第6条第4号においては、企業型 DC 加入者掛金の拠出がされる場合の要件について規定しており、同号ハにおいて加入者掛

金の額の変更について定めているところ、加入者掛金の額は企業型 DC の拠出単位期間において、1 回に限り変更することができることとしている（以下「加入者掛金の変更回数の制限規定」という。）。その趣旨は、掛金額の頻繁な変更や拠出が可能など時のみ拠出する所謂“あるとき払い”を認めると、一般の貯蓄や投資と同様になり、老齢期における資産の確保を名目に税制優遇された「年金」として位置付けることが難しくなるという点を勘案してのものである。

- ・一方、加入者掛金の変更回数の制限規定の例外にあたる場合として同号ハにおいて「企業型 DC 加入者掛金の額は、事業主掛金の額が引き下げられることにより事業主掛金の額が企業型 DC 加入者掛金の額を下回る場合において、当該企業型年金加入者掛金の額が当該事業主掛金の額を超えないように変更する場合その他厚生労働省令で定める場合」が規定されている。
- ・今般、令和 7 年改正法において、企業型 DC 加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えてはならないという上限規制が撤廃され、加入者掛金の変更回数の制限規定の例外として「企業型年金加入者掛金の額は、事業主掛金の額が引き下げられることにより事業主掛金の額が企業型 DC 加入者掛金の額を下回る場合において、当該企業型年金加入者掛金の額が当該事業主掛金の額を超えないように変更する場合」を含める必要がなくなったことに伴い、DC 令第 6 条第 4 号ハの当該場合を削り、当該場合を加入者掛金の変更回数の制限規定に含め、1 回分としてカウントすることとする。

<施行期日等>

公 布 日：2025 年 12 月下旬（予定）

施行期日：2026 年 4 月 1 日（予定）

***** メール配信サービス（年金 NEWS ・メルマガ）*****

運営：日本生命保険相互会社 団体年金部

〒100-8288 東京都千代田区丸の内 1-6-6 日本生命丸の内ビル

TEL 03-5533-5572

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp

日本-年基-202511-170-0323-D